



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

10月から会社の健康保険等の被扶養者だった方の保険料の納付が始まります

会社の健康保険等の被扶養者だった方の平成20年度の保険料は年額2,196円です。

年金引き去りの場合は、10・12・2月の3回にわたって納付いただき、納付書・口座振替等による納付の場合は、10月から3月までの6回にわたって納付いただきます。

また、社会保険等の被保険者(本人)が後期高齢者医療の資格をもった場合には、その75歳未満の被扶養者も同時に社会保険等の資格を喪失することとなり、国民健康保険等の被保険者となります。

国民健康保険に加入するには手続きが必要ですので、社会保険の資格喪失証明書など、資格喪失が確認できる書類をご持参のうえ、市役所市民課または各地域局市民係へお越しください。

10月から保険料の納付方法が変更になる場合があります

会社の健康保険等の被保険者だった方は、10月から納付方法が年金引き去りに変更となる場合があります。また、それ以外でも、納付方法が変更になる場合がありますので、本年7月に送付した「保険料額の通知」の内容を確認してください。

新 たな軽減の対象になる方に保険料額の変更通知を送付しています

均等割額が7割軽減の方および賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方には、8月に「保険料額の変更通知」を送付していますのでご確認ください。

保険料を年金引き去りで納付している方は、10月以降の納付額が“ゼロ”になる場合や還付が生じる場合があります。

【ご注意ください！】

年金引き去りの方で、次のどちらかに該当する場合は、市の担当窓口への申し出により、口座振替での納付に変更できます。

なお、申し出から年金引き去り中止までに約2～3カ月かかります。(8月20日までに申し出をされた方は、10月から口座振替での納付となっています)

★申し出により口座振替に変更できる方…

- ①国民健康保険の保険税を確実に納付していた方が、本人の口座から納付する場合
- ②年金収入180万円未満の方が、住民基本台帳上の世帯主または戸籍上の配偶者の口座から納付する場合
→②の場合は、世帯主または配偶者の所得税および住民税の社会保険料控除の対象になります。(年金引き去りの場合は、被保険者の社会保険料控除の対象になります)

- 【お問い合わせ】
- ・市役所市民課 (☎ 662 - 3165) または各地域局市民係
 - ・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎ 078 - 326 - 2021)